

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五四
○福島県農業共済組合検査規則を廃止する規則	
訓 令	五四
○福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令	
告 示	五五
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件	
○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件	
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五五
公 告	五五
○随意契約の相手方を決定した件	
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件	五六
○土地改良区の清算人が退任した旨届出があつた件	五六
福島県教育委員会教育長	
○落札者を決定した件	五七

規 則

福島県農業共済組合検査規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十八号

福島県農業共済組合検査規則を廃止する規則

福島県農業共済組合検査規則（昭和五十九年福島県規則第五十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

（農業経済課）

訓 令

福島県訓令第十七号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産業協同組合検査規程（平成十三年福島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県農林水産業協同組合等検査規程

第一条中「第九十四条」の下に、「農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百九条」を加える。

第二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次のように加える。

四 農業共済組合

第二条に次の一号を加える。

八 農業保険法第二百二条第一項に規定する共済事業を行う市町村及び同法第一百四

条第一項又は第八十八条第一項に規定する受託者

第十九条中「第九十三条第一項」の下に、「農業保険法第二百八条」を加える。

様式第二号中「~~監理官~~」を「~~監理官~~」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和二年十月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の福島県農林水産業協同組合検査規程の規定に基づき交付されている検査職員証及び施行日前に福島県農業共済組合検査規則を廃止する規則（令和二年福島県規則第五十八号）による廃止前の福島県農業共済組合検査規則（昭和五十九年福島県規則第五十号）の規定に基づき交付されている身分証明書は、改正後の福島県農林水産業協同組合等検査規程の規定に基づき交付された検査職員証とみなす。

（農業経済課）

告 示

福島県告示第六百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年九月二十九日から令和三年一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三三七番二ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前） 別紙書面のとおり
（変更後） 別紙書面のとおり
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前） 別紙書面のとおり
（変更後） 別紙書面のとおり
3 変更した年月日
届出年月日
令和二年九月十四日
届出をした者
株式会社ヨークベニマル
三菱UFJリース株式会社
株式会社しまむら
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）
- 四 届出年月日
令和二年九月十四日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
三菱UFJリース株式会社
株式会社しまむら

福島県告示第六百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年九月二十九日から令和三年一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三三七番二ほか
- 二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
（変更前） 午後十一時
（変更後） 午前〇時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前） 午前八時四十五分から午後十一時十五分
（変更後） 午前八時四十五分から午前〇時十五分
3 変更しようとする年月日
令和二年九月十五日
届出年月日
令和二年九月十四日
届出をした者
株式会社ヨークベニマル
株式会社しまむら
三菱UFJリース株式会社
- 四 届出年月日
令和二年九月十四日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
株式会社しまむら

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、飯館村土地改良区から令和二年九月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月十八日認可した。

令和二年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村計画課）

公 告

公告第206号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務（税制改正等関係）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年9月29日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム改修業務（税制改正等関係） 一式
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年8月27日
4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
5 随意契約に係る契約金額
39,490,000円
6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(職員業務課)

公告第207号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和二年九月二十九日
福島県知事 内堀雅雄
一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル安積町店 福島県郡山市安積二丁目一二五番地ほか
二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
二千九百九十八平方メートル
三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和二年十月九日
五 届出年月日
令和二年九月十六日
六 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
(商業まちなづくり課)

公告第208号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。
令和二年九月二十九日
福島県知事 内堀雅雄
土地改良区の名称
大越町土地改良区
退任した清算人
氏名
橋本 紀一
住所
田村市大越町上大越字蟹沢五二番地
役別
氏名
遠藤 文雄
住所
市大越町上大越字久保田四五番地二
清算人
橋本 紀一
住所
市大越町上大越字戸ノ内五五四番地
同 遠藤 文雄
住所
市大越町上大越字白石一六五番地
同 新田 長男
住所
市大越町上大越字大久保四番地
同 秋元 利通
住所
市大越町上大越字古町一四三番地
同 富塚 今朝郎
住所
市大越町上大越字一六三番地
同 齋藤 善明
住所
市大越町上大越字入ノ作三八二番地
同 塚原 正一
住所
市大越町栗出字中ノ内八番地
同 岡田 孝司
住所
同
同 野口 代七
住所
同

福島県教育委員会教育長

同 同
猪狩 隆一
同 同
市大越町牧野字関場六三番地
市大越町早稲川字裾ヲ田四七番地

(農村計画課)

公告第8号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立平商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年9月29日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立平商業高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立平商業高等学校 福島県いわき市平中塩字一水口37の1
- 落札者を決定した日
令和2年8月25日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 落札金額
35,164,800円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年7月14日

（財務課施設財産室）